

# 安全で安心はみんなの願い

総務課 内線 216

## 扶桑町の学区別犯罪発生状況（平成31年1月～令和元年8月）

（件数）

	年	刑法犯	街頭犯罪	侵入盗	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい	オートバイ盗	自転車盗	自動販売機荒し	ひったくり	恐喝・強盗
柏森	本年	35	14	3	1	1	0	0	9	0	0	0
	30年	58	32	17	0	5	1	0	8	1	0	0
高雄	本年	21	10	3	1	1	2	0	3	0	0	0
	30年	32	16	8	0	0	3	0	4	1	0	0
山名	本年	16	6	1	0	1	0	0	4	0	0	0
	30年	48	23	9	1	1	1	0	11	0	0	0
扶桑東	本年	16	11	1	0	3	0	1	5	1	0	0
	30年	19	13	1	1	3	0	0	8	0	0	0
合計	本年	88	41	8	2	6	2	1	21	1	0	0
	30年	157	84	35	2	9	5	0	31	2	0	0

犯罪の発生件数は、前年同時期(1月～8月)を比較してみますと刑法犯件数88件(昨年157件)でした。街頭犯罪についても、件数41件(昨年84件)と減少しています。特に自転車盗は21件(昨年31件)と減少していますが、現在も多くの被害がでています。今後も十分な警戒が必要です。

愛知県警察本部からの犯罪統計資料によると、扶桑町で発生した住宅対象侵入盗のうち、住宅侵入窃盗は8月中に2件の発生があり、いずれもパールの様なもので玄関をこじ開け、一般民家から現金及びブランド品のバッグなどが盗まれています。住宅対象侵入盗対策としては、ガードプレートや複数の施錠設備を取付け、玄関の防犯対策を行い被害を防ぎましょう。

## はり・きゅう、マッサージ、接骨院等の受診について

住民課 内線 246

はり・きゅう、マッサージ、接骨院等で施術等を受ける場合には国民健康保険など健康保険が使えるものと使えないものがあります。正しいかかり方についてのご理解とご協力をお願いします。

整骨院や接骨院で施術を受ける場合、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）の施術を受けたときに健康保険の対象になります。※1 単なる肩こり、腰痛などに対する施術は健康保険の対象になりません。このような症状で施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

はり・きゅうの施術を受ける場合、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群<sup>けいわん</sup>、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症<sup>けいつい</sup>等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに健康保険の対象となります。

※2

マッサージの施術を受ける場合、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに健康保険の対象となります。※3 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは健康保険の対象となりませんので、ご注意ください。

※1 骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※2 ※3 健康保険で施術を受けるにあたっては、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。